

## ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

この法律では、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し実施することとされています。

当社では従業員にとって働きやすい職場の実現化に向け、“職員の子供に職場体験にきてもらう「子ども参観日」の導入”や“仕事と家庭を両立し活躍している女性職員を知ってもらうための「インターンシップ」の導入、子育て世代の職員が安心して業務に取り組めるための「社内託児」の導入”など環境の整備に積極的に取り組んできました。

今回2023年4月から3年間において新たな事業主行動計画を策定しましたので広く公表します。

行動計画の内容は下記のとおりです。

## ▶ 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作るために次のような行動計画を策定する。

### ○ 計画期間

2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間

### ○ 内容

育児休業等取得又は子育てを行う女性・男性職員の活躍推進

#### 【目標】

妊娠中の職員、及び子育てを行う職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境を整備・構築する。

#### 【対策】

- ・男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する。
- ・育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業における待遇、及び育児休業後の労働条件について説明、周知を行う。
- ・三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度を導入。希望者が選択できる様説明の実施、周知を行う。

#### 【目標】

平成31年度より運営を開始した社内託児所の利用状況を把握・分析し、託児所社員と利用者の働きやすさ向上や子どもたちの成長に繋がる体制を構築する。

#### 【対策】

託児所社員・利用者への現状調査を行い、適宜体制の見直しや研修を実施する。

#### 【目標】

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備。

#### 【対策】

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。